

みんなで守り 育てよう みどり豊かな暮らし

風致地区



民有地緑化コンクール
第2回なごやグッドグリーン賞
個人住宅部門賞「木立に暮らす家」

風致地区とは・・・

風致地区とは、都市計画で定める地域地区の一つで、都市における良好な自然的景観を維持するため、特に必要とされる地区を指定しています。

この地区内では一定の行為が制限されますが、市民の皆さまのご協力により良好な居住環境が維持されています。

名古屋市では、東部丘陵地を中心に約 3,000 ヘクタールの区域を指定しており、**自然的環境を保全し、緑の豊かな低層住宅地を形成すること**を目指しています。



風致地区内の規制について

風致地区では、都市計画法に基づく「名古屋市風致地区内建築等規制条例」により、風致の維持に影響を及ぼす一定の行為に対して制限を定めています。その行為を行う場合は、あらかじめ、市長の許可が必要になります。

〔詳しくは『風致地区内建築等許可申請のてびき』をご覧ください。裏面の公式ウェブサイト案内参照〕



許可が**必要**な行為

1. 建築物の建築その他工作物の建設
2. 建築物その他の工作物の色彩の変更
3. 宅地の造成、その他の土地の形質の変更
4. 水面の埋め立て又は干拓
5. 木竹の伐採
6. 土石の類の採取
7. 移動の容易でない物件の設置又はたい積



許可が**不要**な行為

1. 建築物の建築で、床面積の合計が10㎡以下のもの
2. 工作物の建設で、高さが1.5m以下のもの
3. 面積10㎡以下の土地の形質変更で、かつ高さ1.5mを超えるのりを生じる切土・盛土を伴わないもの
4. 通常行われる管理のための整枝・剪定、枯木・危険な木の伐採など



主な規制内容

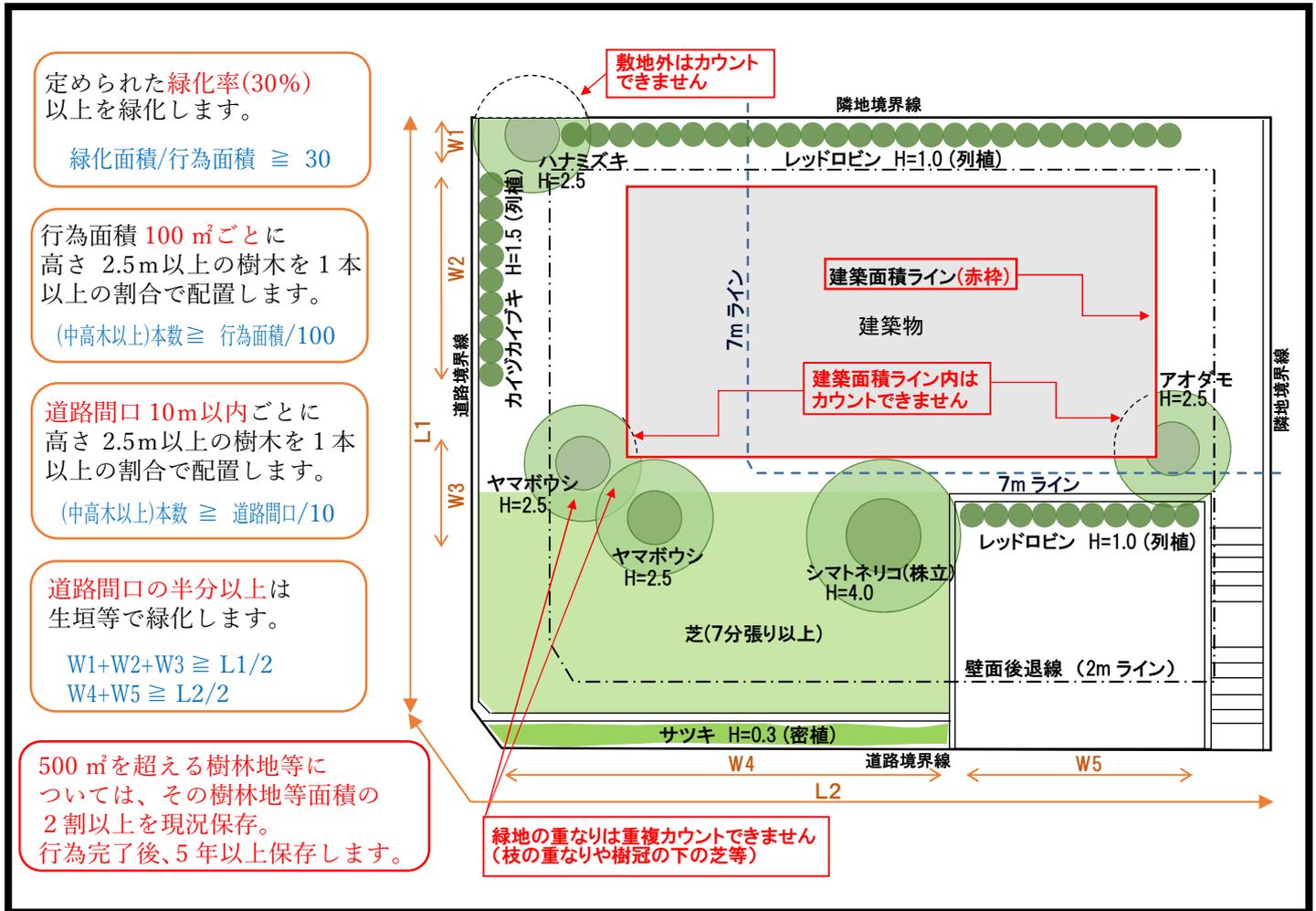
種 別	第1種風致地区	第2種風致地区
緑化率 ※1	30%以上	
保存緑地 ※2	20%以上	
建蔽率	30%以下	40%以下
建物の高さ	10m 以下	
建物の見かけ高さ	15m以下	
道路境界から建物外壁までの距離	2m 以上	
隣地境界から建物外壁までの距離	1.5m 以上	1m 以上
切土・盛土の高さ	5m 以下	
擁壁・塀などの工作物の高さ	5m 以下（道路面で3m超の場合は修景緑化）	
塔などの工作物の高さ	15m 以下	

※1 緑化率とは、行為が行われる敷地面積に対する、緑化面積の占める割合です。

※2 現況木竹面積が500㎡を超える場所で、伐採を行う場合は木竹面積の20%以上を5年以上現況保存する必要があります（これを保存緑地といいます）。

植栽計画について

風致地区内では、以下のような植栽計画が必要です



- ※ 道路間口の緑化は、原則として道路から2mまでの間に行ってください。ただし、これと同等の効果が得られる場合は、道路から7mまでの間に緑化（高さ1m以上の生垣等）を行ってください。
- ※ 樹木等の高さは、植栽時の高さです。
- ※ 緑化面積の算定方法は『緑化地域制度』の算定方法と同じです。

～ 道路間口緑化の良い事例～



第2回なごやグッドグリーン賞 個人住宅部門賞
「木立に暮らす家」



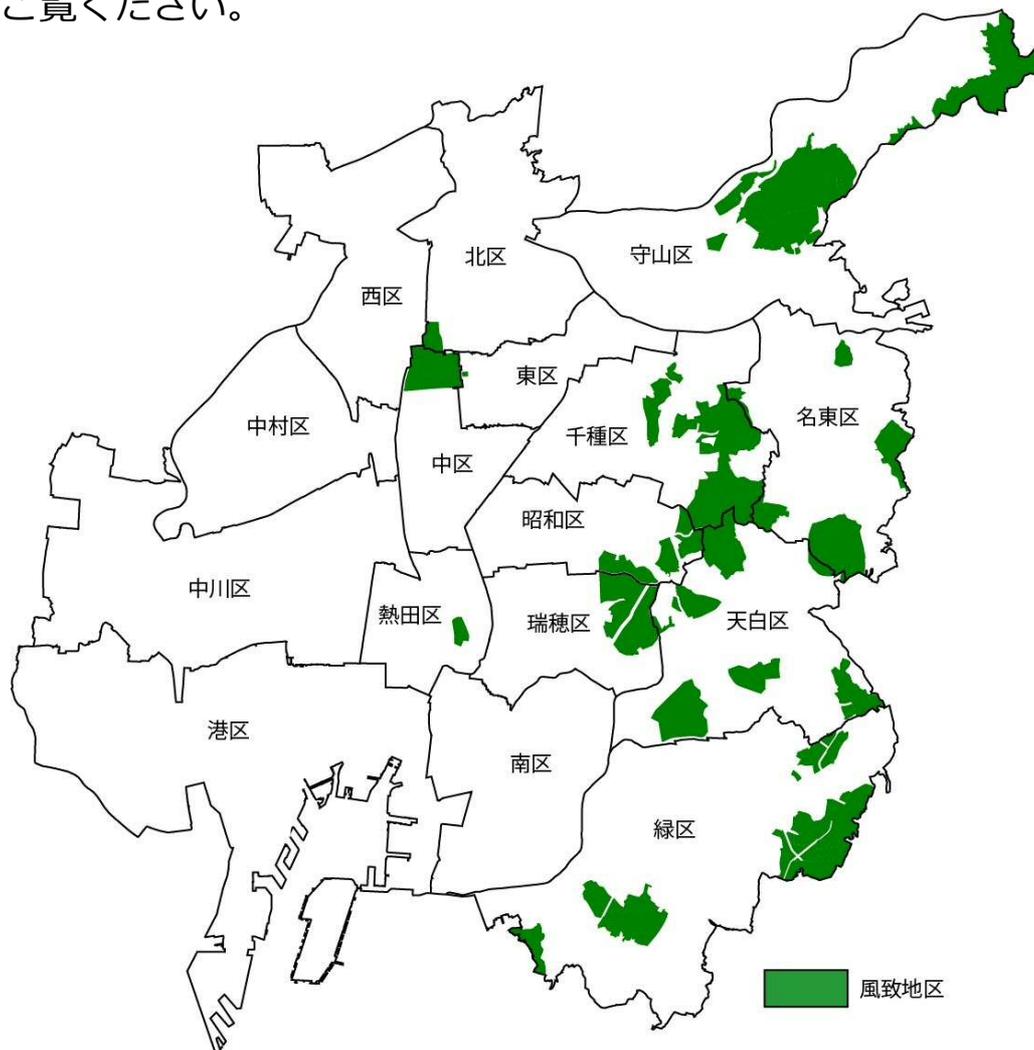
第2回なごやグッドグリーン賞 入賞
「都会にたたずむ、森のまち」



風致地区の指定状況について

名古屋市では、都市における良好な自然的景観を維持するため、約 3,000 ヘクタールの区域を風致地区に指定しています。

指定区域に指定されているかを確認するには、住宅都市局都市計画課用途照会窓口（市役所西庁舎 4 階、電話 052-972-2797）までお問い合わせください。または、下記 HP「名古屋市都市計画情報提供サービス」で確認できますのでご覧ください。



【風致地区の**規制内容**に関するお問い合わせ】

緑政土木局 緑地部 緑地維持課（市役所西庁舎 5 階） TEL 052-972-2465

名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>

風致地区

検索



【名古屋市都市計画情報提供サービス】

名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>

都市計画情報

検索

